

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	神崎市 国民健康保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神崎市は、国民健康保険事務(資格)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神崎市長

公表日

平成29年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 資格
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より①被保険者による申請等(申請、届出、申出)の受理、審査及び資格管理業務を行う。 ②証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 ③保険給付に関する申請等の受理、審査、給付事務を行う。 ④資格継続業務及び高額該当の引継業務を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 宛名基本ファイル 4. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付險組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、42の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、及び44の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒842-8601 佐賀県神埼市神埼町神埼410番地 神埼市 総務企画部総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒842-8601 佐賀県神埼市神埼町神埼410番地 神埼市 市民福祉部市民課国保医療係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-②	国民健康保険加入者の状況を把握している。把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。把握している状況より ①被保険者による申請等(申請、届出、申出)の受理、審査及び資格管理業務を行う。②証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。③保険給付に関する申請等の受理、審査、給付事務を行う。④資格継続業務及び高額該当の引継業務を行う。	事後	
	I-1-③	国民健康保険システム、中間サーバー	国民健康保険システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
	I-2-1	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 宛名基本ファイル 4. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	事後	
	1-4-②	番号法第19条第1項 別表第二 第42号	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、42の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、及び44の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条	事後	

